

『大学評価ハンドブック』及び『短期大学認証評価ハンドブック』の改訂について (2025 年 4 月)

- ※ 認証評価第 4 期で用いる標記ハンドブックについて、2024 年 4 月公開版から下記を改めました。なお、特に断らない限り、両ハンドブックで同様の改訂を行っています。
- ※ 簡潔な記載とするため、両ハンドブックに共通する内容であっても、以下では単に「大学」等と表記します。

○ 改定内容（※軽微な文言修正以外）

〔本文〕

1. 大学評価の目的、特徴と内部質保証

- ・ 内部質保証に関し、マネジメントのあり方が大学ごとに多様である旨を追記し、大学評価においては一律の評価を招かないように配慮。

3. 大学による対応

- ・ 改善報告書について、提出を受けた本協会での検討体制に説明を補足。
- ・ 申請受理通知の時期を 12 月から 1 月に変更。
- ・ 学生からの意見収集について、実施趣旨の記述を補強。通信教育課程の学生も対象であることを明確化。
- ・ 学外ステークホルダーインタビューに関し、選定すべき人数は 2 名であるとの誤解を招かない表現に修正。
- ・ 評定は、意見申立の対象でないことを明記。

4. 点検・評価報告書の作成

- ・ 大学概況における大学設置年は、大学として設置された年を記載する部分であるため、そのことが適切に理解されるよう説明を追加。
- ・ 基本情報一覧の作成について説明を追加。
- ・ 基幹教員制に移行する大学について、移行年度によっては基礎データの一部を追加で作成が必要になることを明記。
- ・ 点検・評価報告書は、評価結果公表時に並べて公表することを明記。
- ・ 財務評価に関し、私立大学については、中長期財政計画（法人及び大学）に関する資料等の提出について案内を追加。国立大学法人、公立大学法人に対しては「中期計画策定時に際してもととした、各年度の財政計画（数値）の策定状況が分かる資料」の提出について説明を追加。

5. 評価者による評価

- ・ 書面評価中の各評価者単位での作業について、弾力的措置を適用した大学の評価の場合を含め、説明を補強。
- ・ 評価結果における概評部分の記述を極力わかりやすく、簡潔なものにしてほしい旨の記述を追加。

[資料編]

- ・ 資料 10 機関別認証評価における大学及び短期大学の創意工夫を促すための弾力的措置について
→ 2019 年度に評価した短期大学も対象になるため、必要な文言を追加。

[様式編]

- ・ 様式 4 点検・評価報告書（様式）
→ 情報公表に関する学校教育法施行規則改定を踏まえ、「基本情報一覧」を修正。
- ・ 様式 5 大学基礎データ
→ 認証評価機関共通様式の改訂に伴い、表 1 を改訂。
- ・ 様式 9 大学評価（認証評価）
→ 大学概況表を挿入。

以上